

環境省政策体系及び目標

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 7 化学物質対策

-7-(1) (1)環境リスクの評価

(目標) 化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。

(下位目標)

1. 有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握及び環境リスクの評価・管理に資するため、環境モニタリング等を計画的に進める。
2. 「環境ホルモン戦略計画'98(SPEED'98)」に基づき、45物質以上について、平成16年度までに内分泌かく乱作用についての有害性評価を行うとともに、OECDの試験法の開発に協力する。
3. PRTR対象物質などのうち、平成13年度から16年度までに220物質を目標として基礎情報を収集し、環境リスク評価を進める。

(事務事業)

- ア. 化学物質による環境汚染の実態把握
- イ. 内分泌かく乱化学物質の有害性評価等
- ウ. 体系的な環境リスク評価の推進

-7-(2) (2)環境リスクの管理

(目標) ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。

(下位目標)

1. ダイオキシン類について排出総量を平成14年度末までに平成9年比約9割を削減、維持する。環境基準の達成率を100%にする。また、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。
2. 新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。
3. 化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。

(事務事業)

- ア. ダイオキシン類対策
- イ. 農薬汚染防止対策
- ウ. 化学物質の審査・規制等

-7-(3) (3)リスクコミュニケーションの推進

(目標) PRTRデータの集計・公表及びその有効利用を図るとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供を行う。

(下位目標)

1. PRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。
2. 化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備(化学物質ファクトシート等)、人材(化学物質アドバイザー)の育成・活用による対話の推進を行うとともに、化学物質に関する対話の場として、市民、産業、行政等の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」を定期的に開催する。

(事務事業)

- ア. PRTRデータの円滑な集計・公表等
- イ. リスクコミュニケーションに必要な情報の整備、人材の育成等

-7-(4) (4)国際協調による取組の推進

(目標) 化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進及び国際機関等との連携協力を図る。

(下位目標)

1. 化学物質関係の各条約(POPs条約、PIC条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECDなどが進める化学物質対策との連携及びアジア太平洋地域における国際協力を強化する。

(事務事業)

- ア. POPs条約等への対応
- イ. 我が国へのGHSの導入
- ウ. OECD等との連携強化

-7-(5) (5)国内における毒ガス弾等対策

(目標) 国内における毒ガス弾等による被害の未然防止のための施策を推進する。

(事務事業)

- ア. 安全性確認調査等
- イ. 毒ガス弾等に関する調査研究